## 第1回個別対話 参加申込書

橿原市 総務部 八木駅周辺整備課 担当あて

| 提出日                                | 年    | 月 | B |  |  |
|------------------------------------|------|---|---|--|--|
| 参加事業者名 (グループの場合は代表者)               |      |   |   |  |  |
| 代表担当者名                             |      |   |   |  |  |
| 連絡先                                |      |   |   |  |  |
| 住所                                 |      |   |   |  |  |
| TEL                                |      |   |   |  |  |
| FAX                                |      |   |   |  |  |
| 電子メール                              |      |   |   |  |  |
| グループで参加を希望する場合、参加する他の事業者名          |      |   |   |  |  |
|                                    |      |   |   |  |  |
| 事業者名:                              |      |   |   |  |  |
|                                    |      |   |   |  |  |
| 合計参加人数                             |      |   |   |  |  |
| 意見数<br>(※意見書の枚数ではなく、意 <sub>.</sub> | 見の数) |   |   |  |  |

# 第1回個別対話 提案·意見書

橿原市 総務部 八木駅周辺整備課 担当あて

| 事業者名                           |                            |   |  |  |  |
|--------------------------------|----------------------------|---|--|--|--|
| 代表担当者名                         |                            |   |  |  |  |
| 連絡先                            |                            |   |  |  |  |
| 住所                             |                            |   |  |  |  |
| TEL                            |                            |   |  |  |  |
| FAX                            |                            |   |  |  |  |
| 電子メール                          |                            |   |  |  |  |
| <u>意見内容</u>                    |                            |   |  |  |  |
| (意見書の内容として当てはま                 | る項目に印をつけ、具体的項目について〔 〕内に記入) |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
| □ 実施方針の内容について                  |                            |   |  |  |  |
|                                |                            | ) |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
| -<br>□ 要求水準書(骨子)の内容            | 字について                      |   |  |  |  |
|                                |                            | 7 |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
| □ その他                          |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
|                                |                            |   |  |  |  |
| 意見書の内容の保護                      |                            |   |  |  |  |
| □ 事業者独自のノウハウ※に係る内容であるため、非公開を希望 |                            |   |  |  |  |
| □ 事業者独自のノウハウ※に係る内容でないため、公開は可能  |                            |   |  |  |  |

| 提案・意見記述欄 |  |  |
|----------|--|--|
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |
|          |  |  |

※ 1 つの意見について本用紙 1 枚を超える場合は、通しページを表示し複数枚数での提出も可能とする。また、電子媒体での保存が難しいもの (ex. 図面等) がある場合は、別途郵送することも可能とする。

## 八木駅南市有地活用事業に係る第1回個別対話に関する要綱

### 1 総則

本要綱は、八木駅南市有地活用事業(以下、「本事業」という。)に関する「八木駅南市有地活用事業実施方針」(以下「実施方針」という。)において規定されている「第1回個別対話」について、必要な事項を定めるものである。

## 2 個別対話の目的

本事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、事業者の参入の促進を図るため個別対話を実施する。個別対話の主な目的は次のとおり。

- (1) 本事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、個別に提案・意見を聴取し、その内容を募集要項等に反映させることによって、効率的なPFI事業の実施を目指す。
- (2)事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本事業に対する理解をより深め、 今後の検討の方向性や具体化への一助とすることを目指す。

#### 3 個別対話の実施方法

個別対話は、本事業への参加を希望する事業者の自発的な提案・意見を橿原市(以下、「市」という。)が受け付けるものであり、市側の出席者は、橿原市総務部八木駅周辺整備課及び本事業に関する市のアドバイザリー業務を委託した株式会社長大とする。

## 4 個別対話の実施日時及び場所

第1回個別対話は平成26年6月9日(月)若しくは平成26年6月10日(火)に実施する。 時間は、申込者に別途通知する。

開催場所は橿原市市役所 北館2階会議室(橿原市八木町1丁目1番18号)とする。

#### 5個別対話の内容

個別対話においては、下記の項目内容に沿った提案・意見を受け付ける。

- (1) 実施方針、要求水準書(骨子)についての具体的な提案又は意見。
- (2) 事業者独自のノウハウに関する技術的内容に関する部分についての具体的な提案又は意見。

### 6個別対話の質問・意見に対する回答の公表

個別対話は、あくまで市と参加希望者の意思疎通を図る場であり、参加希望者にとっては提 案内容そのものに関わる可能性があることを踏まえ、参加希望者ごとに個別に行うものとし、 対話の内容は公開しないものとする。ただし、特定の参加希望者との個別対話のなかで出た話 題で、全ての参加希望者に周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じてその内容を公表す る。

#### 7 参加申込み

第1回個別対話への参加希望者は、様式4-1「第1回個別対話 参加申込書」及び様式4-2「第1回個別対話 提案・意見書」に必要事項を記入の上、平成26年5月20日(火)~平成26年5月21日(水)17時(必着)の間に原則として電子メールでのファイル添付により申し込むこと

1事業者での申込み、複数の事業者からなるグループでの申込みのいずれも可能とするが、 参加人数が多数となる場合は人数の制限を行う場合がある。

また、「第1回個別対話 提案・意見書」には1枚につき1意見を記入し、複数の提案又は 意見がある場合は、複数枚の書類を提出すること。なお、提案・意見書の内容に、事業者独自 のノウハウに関するものが含まれる場合は、該当項目に印をつけること。

(申込み先)

橿原市 総務部 八木駅周辺整備課

電子メール yagiseibi@city. kashihara. nara. jp

#### 8 個別対話実施日程等の連絡

個別対話日時については市から代表担当者に電子メール又は FAX により通知する。

連絡日時での実施に不都合がある場合は、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られなかった場合、市が設定した日時・会場にて実施する。

#### 9 提案・意見書の再提出

提出された提案・意見書の内容について、不明確な点が認められた場合、個別対話実施前に 市より提案・意見書の再提出を求める場合がある。

#### 10 費用負担

「第1回個別対話参加申込書」及び「第1回個別対話提案・意見書」の提出に係る諸費用並びに個別対話会場までの交通費については参加者の負担とする。

## 11 個別対話における公平性の確保

市は、個別対話の実施に際して、参加の有無によって、事業者選定時における応募者間の優劣が発生するようなことがないよう、公平性に十分に留意する。

なお、事業者選定時においては、個別対話で提出した提案と同様の提案を提出する必要はない。

## 12 提出書類の取扱い

応募者が市に提出した書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市が必要とする場合には、市は提案・意見書の全部又は一部を使用できるものとする。

## 13 その他

提出書類については、日本語で記述すること。